

(郵政民営化準備室資料)

## 株式保有に関する一般的規制について

### 1 銀行法

- ・ 5%以下の議決権保有：規制なし
- ・ 5%超 20%未満の議決権保有：届出制【第 52 条の 2】
- ・ 20%以上の議決権保有：認可制【第 52 条の 9】
- ・ 50%超の議決権保有：不可（銀行持株会社の他業禁止に抵触）【第 52 条の 21】

注) 20%以上の議決権保有については、日本郵政・郵便事業・郵便局の3会社による保有割合を合算して考慮する必要がある。

### 2 保険業法

- ・ 10%以下の議決権保有：規制なし
- ・ 10%超 20%未満の議決権保有：届出制【第 271 条の 3】
- ・ 20%以上の議決権保有：認可制【第 271 条の 10】
- ・ 50%超の議決権保有：日本郵政株式会社が
  - a) 自ら事業を行う場合—不可【第 271 条の 21】
  - b) 子会社の経営管理のみを行う場合—承認制【第 271 条の 22】

注) 20%以上の議決権保有については、日本郵政・郵便事業・郵便局の3会社による保有割合を合算して考慮する必要がある。

### 3 独占禁止法

銀行及び保険会社の株式については、日本郵政・郵便事業・郵便局の3会社合計で 25%超の議決権を保有する場合、独占禁止法第 9 条（ガイドライン）に抵触する。

### 4 商法

子会社（50%超の議決権保有）による親会社の株式の取得については、原則として禁止されている。【第 211 条の 2】